

令和3年第1回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年2月12日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 佐矢野 靖
総務課長 永野英憲・ 開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介
子ども未来課長 園田秀秋・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第1回上毛町議会臨時会議事日程

令和3年2月12日 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事変更契約）

日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第10号））

日程第 6 議案第 2号 工事請負契約の変更契約の締結について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事）

日程第 7 議案第 3号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第11号）

○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和3年第1回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、5番廣崎議員、6番宮本議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

臨時会の招集が予定されてから、議会運営委員会に臨時会の運営について諮問しましたところ、2月10日に委員会を開催していただき、答申をいただきました。委員会の答申は、会期を本日1日とする答申でした。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の諮問のとおり本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長からの報告1件、専決処分1件、補正予算1件、その他1件の計4案件であります。

お手元に配付しています運営資料の議事日程を御覧ください。

本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、

お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4、報告第1号、日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号、日程第7、議案第3号、以上4件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第1回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のように、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大に関して、政府は現在、第3波を封じ込めるための対策は打ち出しているものの、予断を許さない厳しい状況が続いており、国民生活及び社会経済活動に極めて深刻な影響をもたらしています。

福岡県においても、国の指導による緊急事態宣言の期間延長のさなかにあります、この出口の見えない国難を乗り越えていくには、国、県、市町村、また、企業、団体、さらに、個人個人がそれぞれの立場で今できることを冷静に判断し、正しい認識の下、正しく行動していくことに尽きると考えております。

ワクチン接種については自治体ごとに準備段階に入ったところですが、関係機関等と情報共有しながらスムーズに実施できるようシミュレーションの上、万全の体制を取ってまいります。

また、感染予防対策のみならず、経済対策についても住民の生活に直結した重要な課題ですので、これについても可及的速やかに実態を調査し、それぞれの地域の実情に沿った対策が必要であると考えます。

長引くコロナ禍で、誰もが手探りで、誰もが道に迷っている非常事態に、人々の不安を払拭するために何が正解か分かりませんが、道なき道を切り開いて、その方向を

あえて力強く示していくことが政治の使命であると考えます。全ての町民に100%納得する政策を打ち続けることは極めて困難なことですが、所管を筆頭に職員全員が、町民の安心を目指して、日々考え行動しております。至らぬ点もあろうかと思いますが、他の自治体に負けないよう努力していることは、良識ある議員の皆さんには御理解いただいております、大変勇気づけられているところであります。

あまりにも長過ぎる自粛期間によって、住民の誰もが今最も知りたいことは、ゴールはどこなのかということです。既に、無責任な犯人探しや誹謗中傷は聞くに堪えず建設的ではないという段階に来ており、責任追及よりも、この先いつまで耐えしのべばいいのかを教えてほしい。そして、このコロナ禍を生き抜くすべ、あるいは、稼ぐすべを知りたいという、言わば希望への道、待望論といった切なる思いが住民の真の声であると肌で感じるところです。

ポストコロナに向けての妙案、名案には極力耳を傾けてまいりますので、議員各位の御理解と御協力を切にお願いいたします。

なお先般、12月25日に、ZOZOの創業者前澤氏より500万円の寄附金を頂いておりますことを御報告いたします。

今後も常にアンテナを立て、少しでも明るい話題提供ができますよう努めてまいり所存です。

それでは、これより、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、報告1件、専決処分1件、補正予算1件、その他1件の計4案件であります。

順次、御説明いたします。

報告第1号、専決処分の報告について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事の変更契約）であります。令和2年6月の定例会で工事請負契約について御可決いただいております当該工事において、工期途中、500万円以内の変更が生じ、その変更契約について、上毛町議会の委任による町の専決処分事項の指定に基づき12月22日付で専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものであります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年上毛町一般会計補正予算第10号）であります。ふるさと納税につきまして、令和3年1月末までの寄附額が当初の見込みを2億3,000万円上回る状況となったため、その寄附額に対

する業務委託料等の関係経費の予算を2月1日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事）であります。最終の出来高、工事費の確定により、報告第1号で報告いたします契約金額に変更が生じたので、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第11号）であります。今回の補正額は2,165万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億4,202万9,000円とするものであります。

今回の補正予算では、いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための新たな支援策として、自己負担で行うPCR検査費への助成、町内の医療機関及び町外の医療機関に従事されている方に対して、ウイルス対策用高機能マスクの配布及び濃厚接触者には該当しないが家庭または職場内において陽性者が発生し、自宅での居場所に困難を生じ感染の不安を抱える医療機関、社会福祉施設に従事されている方に対し、一時避難所としての宿泊場所を確保するための関係経費、並びに4月から接種が予定されております新型コロナウイルスワクチン接種の関係経費をお願いしております。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種の関係経費につきましては、事業が翌年度にわたるため、繰越明許費での予算措置をお願いしております。

今回の補正財源としては、国庫支出金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金478万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,686万7,000円を充当しております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

日程第4、報告第1号、専決処分の報告について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事変更契約）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） それでは、報告第1号につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について。令和2年6月12日付、議案第48号をもって議決された工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年2月12日提出。上毛町長、坪根秀介。

次のページをお開きください。

専決処分書でございますが、南吉富放課後児童クラブ館新築工事の当初契約金額2億5,443万5,500円を406万4,500円増額して2億5,850万円の変更契約をするため、上毛町議会の委任による町の専決処分事項の指定に基づき、令和2年12月22日付で専決処分を行ったものでございます。

変更の工事概要につきましては、お配りしております令和3年第1回上毛町臨時議会説明資料の1ページをお願いいたします。

資料の左側に概要を図示しております。

主な変更内容につきましては、黄色で図示しております南側既存フェンス撤去工事として44万円、赤色で図示しております残土の場外運搬費用として54万円、水色で図示しております西側仮設通路の敷き鉄板費用として63万6,000円、薄い緑色で図示しております東側仮設通路の敷き鉄板費用として291万3,000円の増額となっております。また、薄い灰色で図示しております仮囲いにつきまして、鉄板からシートへ変更したことによる86万7,000円の減額と合わせまして406万4,500円の増額となっております。

説明は以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） フェンスの撤去と、それから敷き鉄板等、こういうのは設計時に分からなかったんですかね。例えば、敷き鉄板を置かなくちゃいけないというのは運

動場をするときに分かつつたんやないかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） まず、フェンスの撤去につきましては、既存フェンスを、当初、触らずにそのまま使用する予定でしたが、想定した以上に老朽化が進んでいたことから、撤去することといたしました。

それから、敷き鉄板につきましては、当初の設計におきましても見込んでおりましたが、小学校のグラウンド改修工事と同時進行で行っていたため、グラウンド改修工事の進捗状況に併せて設置する必要があり、当初の設計よりも増えることになりました。また、東側の敷き鉄板につきましては、既に小学校グラウンド改修工事が完了していたため、表層を傷めないように設置することとしたものでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） 報告に対して質疑を取るんですか。

○議長（宮崎昌宗君） これ、私ですか。私に対する質疑ですか。

○9番（安元慶彦君） いや、私の言ってることに答えてください。

○議長（宮崎昌宗君） 私がですか。

○9番（安元慶彦君） 報告に対して質疑をやってもいいんですかというお尋ねをしているんです。

○議長（宮崎昌宗君） 特に問題はございません。特に悪くはありませんけど。

○9番（安元慶彦君） 報告は報告だけでいいんじゃないですか。

○議長（宮崎昌宗君） これまでも、各種報告等に、例えば道の駅の運営の報告についても質疑を取っております。これは合併以来そうなんですけど、各種報告についても、これまでも質疑を取っておいりましたので、これも取るようにしております。昨日、今日、取り始めたわけではありませんので。

ほかに質疑はございますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 今回の工事変更願いは、施工業者からなのか、施工管理業者なのか。

それから、工事の変更を5点ほど言われまして、残土場外運搬とありますが、これは当初から分かっていたんじゃないかなと思うんです。何でこういう工事変更が生じたのか。

それから、この工事変更の財源はどのようにして確保されたのか、それと専決処分した理由についてお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 変更の申立てにつきましては、一応、工程会議のほうで協議の末、撤去したほうがいいということで決定しましたので、指示をしております。

それから、残土につきましては、当初の設計では現場内で敷均しする予定でしたが、掘ってみたところ土質があまりよくなかったことから使用することができなかつたため、処分すること、町外に持ち出すこととしたものでございます。

それから、専決の財源はということでございますけども、これは入札の執行残で対応しております。

専決の理由につきましては、上毛町議会の委任による町の専決処分事項の指定に基づいたものでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 詳しく言ってください。専決処分した理由ですね。専決処分ができないわけじゃないですけども、四つの基準があつて、時間的にいとまがなかつたとかありますが、そういう具体的にお答えください。

それから、残土についても、ちょっと聞こえにくかつたんですが、土の質が悪かつたんですか。それで、使用することができなかつたということですか。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。まず、1点目の議会の専決処分の委任というのがあります。これは例規集にも載っております。3項目ほど、議会が委任して専決処分していいですよということ、これは決められています。500万円以下はその対象になっていきますので、そのために専決処分してるわけです。今度、例規集を見られてください。

○10番（茂呂孝志君） 2回目もあるもんで、ちょっと聞いたんです。2回あるでしょう。2回目も500万円以下ですからね。

○議長（宮崎昌宗君） 2回目は2回目のときに聞いてください。1回目はそのとおりです。

○10番（茂呂孝志君） だからね、それでちょっと理由を聞いただけです。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 残土処理の理由として、土質がよくなかったということで、掘ってみたところ非常に石が多かったこと、それから、粘土質であったことということで、敷均しするにはあまりよくない土だったということで、場外持ち出しということにさせていただきました。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。3回目です。

○10番（茂呂孝志君） 土の問題ですけれども、設計業者がね、現地に何回ほど来たんですか。やっぱり調べることが必要だったんじゃないかなと思うんですよね。

それと、施工管理者、これは恐らく設計業者のナップだと思うんですが、どうなんですか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 設計業者は数回来ております。

○10番（茂呂孝志君） 何回来たんですかって。数回じゃ分からない。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 何回とかいうのは、今、資料をちょっと持っておりません。一応、東京からになりますので、コロナの関係もありまして、毎週は来れてないですけども、週に1回は工程会議を開いておりましたので、その時点で数回は来ております。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑ございますか。

三田議員。

○8番（三田敏和君） 残土の質が悪かったというのは、恐らく工事が始まる当初から分かっていたと認識するんですが、いつ頃、残土の質が悪いということを町として確認されたのですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 基礎の工事をするときに掘削して、その時点で掘り進めていくうちに石が非常に多く、粘土質だったということで、その時点で分かったものでございます。

- 議長（宮崎昌宗君）三田議員。
- 8番（三田敏和君）厳密に言うと時期的にはいつですか。
- 議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。
- 子ども未来課長（園田秀秋君）基礎の工事をする時点なので、秋ぐらいだったと思います。
- 議長（宮崎昌宗君）三田議員。3回目です。
- 8番（三田敏和君）じゃあ、悪いと秋に聞いて、その後、アクションとしてはどのように考えておりましたか。
- 議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。
- 子ども未来課長（園田秀秋君）その時点で、敷均しができないということで、場外持ち出しということで指示させていただきました。
- 議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。
岩花議員。
- 3番（岩花寛之君）南側の既存フェンスを撤去して、2回目の変更で里道の舗装とフェンス工事の設置をするわけなんでしょうけども、この工事の変更契約でしなればならなかった理由というのがありますでしょうか。というのが、このフェンスが予想以上に古くなってたというふうな答弁が先ほどありましたけれども、この工事と別に切り分けていただいて、ほかの小学校でも、フェンス、それはちょっと理由が違っていましたがけれども、高さの問題とかでした分ですけれども、そういうふうはこの工事と別の分で設計して発注するほうがよかったのか、それとも、工事の関係上、例えば今仮囲いをしていますからしやすいとか、そういうふうな理由があったのかどうか教えていただければと思います。
- 議長（宮崎昌宗君）副町長。
- 副町長（岡崎 浩君）議員が後半おっしゃったとおり、要するに仮囲い等を行っておりますので、一体的にやるほうが工事がスムーズに行えるということで判断いたしました。
- 議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。
ほかに質疑ございますか。
（「質疑なし」という声あり）
- 議長（宮崎昌宗君）では、これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第1号につきまして御説明をいたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。令和2年度上毛町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和3年2月12日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、ふるさと納税による寄附金収入が当初の見込みを上回る状況となったため、関係経費の所要額について2月1日付で専決処分により予算措置を行わせていただいたものでございます。

次のページに、専決第1号として専決処分書を添付いたしております。その次のページに、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第10号）を添付しております。

今回の専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,046万円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億2,037万4,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の8ページをお願いいたします。

2款2項3目ふるさと納税推進費に寄附金収入の増額に対する関係経費といたしまして、12節役務費に寄附金の受領証明書等の郵便代350万円、それから、13節委託料にふるさと納税業務委託料として1億2,740万円、14節使用料及び賃借料に指定代理納付システム使用料56万円、合計で1億3,146万円の増額補正を行っております。

次に、12款1項6目のふるさと応援基金費に、基金積立金として9,900万円の予算措置を行っております。

この補正予算の財源でございますが、寄附金2億3,000万円と基金への積立金の調整を行うため、一般財源として普通交付税より46万円を計上しております。

以上が議案第1号の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第2号 工事請負契約の変更契約の締結について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）議案第2号につきまして、御説明申し上げます。

議案第2号、工事請負契約の変更契約の締結について。南吉富放課後児童クラブ館新築工事請負契約を下記のとおり変更するため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月12日提出。上毛町長、坪根秀介。

工事名、南吉富放課後児童クラブ館新築工事。

工事場所、上毛町大字垂水地内。

契約方法、指名競争入札。

契約金額、変更前2億5,850万円、変更後2億6,290万円。

契約の相手方、福岡県福岡市博多区東光寺町1丁目13番5号、三軌建設株式会社、代表取締役、松本喜代孝。

工期、令和2年6月12日から令和3年3月12日。

理由でございます。

南吉富放課後児童クラブ館新築工事に係る建設工事請負契約について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更する工事概要につきましては、お配りしております令和3年第1回上毛町臨時議会資料1ページをお願いいたします。

資料右側に概要を図示しております。

主な変更内容につきましては、黄色で図示しております南側の里道舗装及びフェンス設置工事費として236万円、赤色で図示しております東側、西側、及び南側のU字溝設置工事費として125万4,000円、水色で図示しております内部の木工造作工事費として443万円、また、雨水浸透ますの取りやめ及び照明器具の仕様変更等に伴う347万8,000円の減額とを合わせまして、全体で440万円の増額となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、変更の内容についてではなく、先ほどの報告との関連ですけれども、これは自治法96条の議決案件の第5項に当たるわけですね。それで、ここで議決されたものの変更については全て議決を経なきゃならないということになっておまして、ただし、180条関係では町長の委任ということで、これは専決ということで行かれますけど、今回、議案として締結が出てきたのは、今回ののは前のに比べますと440万円の増ですよ。いわゆる500万円以下ということで、これは、専決が何回まで認められるのか。今回案件として出たのは、これが最後だということを出したのか、合わせて八百何十万という増額になるから出てきたのか。この辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、180条の規定によります議会からの指定事項の専決については、変更額の累計が500万円以下というようなことで、1回ということと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）500万円というものは町長の委任事項ということで認めておるわけですね。これは1回とかという規定をしているわけ。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）180条の議会への委任の指定事項ということでは、我々は、今現在、500万円以下で1回させていただくということと考えておりますが、今回につきましては、総額で800万円強の変更額に最終的にはなったというようなことで、先ほど言いました、議会からの委任については500万円以内で1回にさせていただき、その後、残りの分については議会の議決事項のほうの議案として変更をさせていただくものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）そうしますと、いずれも500万円以下ということで、例えば、第1回の分が300万円であったと。その次は100万円であったと。これを1回しか認めんということになると、そこでは必ず締結という議案となって出てくるというわけ。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）最終的に、全体の出来高が500万円以内なら専決で変更を1回させていただきますが、今回の分については12月の段階で500万円を超えるといえますか、500万円に近くなったというようなことで、そこで第1回の変更を専決でさせていただいたと、工期と工事の進捗状況も見ながら、そういう形を取らせていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この契約については第1回から43日以降にやっているんですけど、先ほど安元議員が質問しましたように、これが最後なのかどうかというのを先ほど答えてないみたいですので答えていただきたいということと、フェンスについては

撤去したので新たにやるというのは分かりますけど、雨水浸透ますを取りやめてU字溝でやったということですよ。

U字溝にしなくちゃいけなかった理由を述べてないみたいですので。浸透ができなかったという形なんだと思いますが。それと、内部の造作工事にえらいお金がかかっています。それから、照明器具の仕様変更というのは、LEDとか何かいろいろ変更になったんだと思いますが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 一応変更については、今回、これで最後の変更ということになります。

それから、1回目の変更の時点におきまして、里道の活用につきまして、学校用地への取り込みも含め、地元と協議しておりました。その時点で、フェンスを造るかどうかが決定していなかったんですけど、地元との協議の結果、そのまま里道として残すことになったため、里道との境界にフェンスを設置することとしたものでございます。

それから、雨水浸透ますからU字側溝へ変更した理由でございますが、当初の設計では、雨水はといから地中に浸透させる雨水浸透ますによる排水で計画しておりましたけども、先ほども言いましたけど、現場を掘削してみたところ、想定以上に粘土質であったということで、近年の集中豪雨等の状況から雨水浸透ますでは排水がはけ切れない可能性があるということで、U字側溝からグラウンドの排水へ流す形に変更させていただきました。この分については、全体の工事費から見ると減額となっております。

それから、内部の造作、照明につきまして、主な理由ですが、照明器具については数量を整理して、数量が大幅に減ったものでございます。それから、内部の造作については、主なものとして児童用のロッカーの可動棚を追加、それから、膳板と申しまして、窓の室内側の下側につける部材のことですが、それを追加し、いずれも児童が使用しやすいような仕様に変更したということでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 照明の数を減らしたというんで、これ、照明の明るさなんかは問題なかったんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）明るさ等については、設計のほうで十分な明るさを確保しているということで、問題はございません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。3回目です。

○5番（廣崎誠治君）U字溝の水がはけるのは、何か運動場のほうに流すと言っていましたけど、どちらの方向にU字溝の水が流れることになっているんですか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）グラウンド側、北側ですね。学童の正面側のほうにグラウンドの排水がつくことになっていますので、そちらのほうに流すようになっております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）今回の計画変更、これは施工業者から言われたのか、施工管理者から言われたのか。それから、2回変更していますけれども、一度でできなかったのか、その点、お尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）先ほども申し上げましたけども、工程会議の中で決定しております。

それから、先ほど申し上げましたけども、2回目になったのは里道の活用についての協議が地元と調べてなかったことから、2回目の変更になったことでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑は。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）土質の件ですが、浸透ますでは無理だろうということでU字溝の設置ということですが、こういうのは、1回目のときに土質なんか検査していると思うんで、そういうのを考えると予想できたのではないかなと思うんですが、その点どうですか。

それと、答えてないんですが、計画変更はどちらから言われたことか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）計画変更につきましては、先ほど申し上げましたように工程会議の中で決定したことでございますので、どちらからということではござい

ません。

それから、土質については掘削して分かったことでございますので、変更で行かせてもらいました。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、よろしいですか。

○10番（茂呂孝志君）もとから分かっていたんじゃないですかという。土質が。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）土質については、先ほども申しあげましたけれども、掘ってみるまでは……。

○10番（茂呂孝志君）だから、それ以前に大体調べたんでしょ。

○副町長（岡崎 浩君）土質の部分は分かっていたけど、要するに、浸透ますをその後U字溝に替えるというのは、その後の工程会議の中で変更を決定したので今回上げていくというふうに御理解ください。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）いいですか。さっきU字溝の排水の件がありましたよね。何か入り口付近のところとというようなことを、最後、何か言われたような気がするんですが、最終的に、経路としてどのような形で排水路というか、外に流れていくんですか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）学童用地の学童が今建物が建っている正面側にグラウンドの排水が横に走っているんですけど、最終的にそちらのほうにつなげるようにしております。グラウンドの排水に最終的には一緒になって北側のほうに流れるようになります。だから校舎側ですね。校舎の前を通過して下のほうに流れるようになりますので。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）それで、その雨水の量を、今まで校庭側のグラウンドの排水のU字溝の断面にプラス、今度、児童クラブの雨水が入るわけですよね。その辺は容量的に十分な量が確保できる排水路になっているんですかね。U字溝になっているんですか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）その辺につきましても、設計側と十分協議をして、はけるということで確認しております。

- 議長（宮崎昌宗君）安元議員。
- 9番（安元慶彦君）休憩の動議をお願いします。
- 議長（宮崎昌宗君）どういう理由ですか。
- 9番（安元慶彦君）休憩。誰か賛成してくれる人。
（「賛成」という声あり）
- 議長（宮崎昌宗君）賛成ですね。

では、暫時休憩いたします。再開は55分で、この時計で。

休憩 午前 10時44分

再開 午前 10時53分

- 議長（宮崎昌宗君）それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑は以上でよろしいですか。

（「質疑なし」という声あり）

- 議長（宮崎昌宗君）執行部から何か。どうぞ、子ども未来課長。
- 子ども未来課長（園田秀秋君）先ほどの件で、業者か、どちらか言われたのかということでありましたけども、一応、工程会議のほうで決定させていただいて、それを町長のほうに御報告申し上げ、伺いを立てまして、最終的にはこちらのほうで指示を行ったということでございます。

以上でございます。

- 議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

- 10番（茂呂孝志君）私は、議案第2号に反対の立場から討論いたします。

今回の工事変更の内容は当初の実施設計の中に入れておくべき内容だということをお願いを申し上げて、この議案に反対いたします。

- 議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

- 議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君） 起立多数。したがって、議案第2号 工事請負契約の変更契約の締結について（南吉富放課後児童クラブ館新築工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第7、議案第3号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、議案第3号につきまして、御説明をいたします。

議案第3号、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第11号）。令和2年度上毛町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,165万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,202万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

令和3年2月12日提出。上毛町長、坪根秀介。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

今補正で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の関係経費をお願いしておりますが、このワクチン接種につきましては、次年度にまたがる経費の支出が必要となりますので、4款衛生費1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額1,686万7,000円として、繰越明許費での予算措置をお願いするものでございます。

次に、予算書の8ページ、歳出予算の説明をいたします。

4款1項5目新型コロナウイルス感染症対策費でございますが、2,165万5,000円の増額補正をお願いしております。

内容でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための新たな支援策として、11節需用費に、町内の医療機関及び町外の医療機関に従事されている方に対してウイルス対策用高機能マスクを配布するために、2万枚のマスクを購入する経費として429万円、13節委託料に、濃厚接触者に当たらないが家庭または職場内で陽性者が出て、自宅での居場所に困難が生じ、感染の不安を抱える町内医療機関、社会福祉施設で従事されている方に対して、宿泊場所を1か月間確保するための経費として24万8,000円、19節負担金補助及び交付金に、無症状者が行うPCR検査費用の一部を助成するため、1か月25人分の経費として25万円、新たな支援策における合計金額としては478万8,000円で、財源といたしましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただいております。

なお、PCR検査費用の一部助成事業、それから医療従事者等の宿泊場所の確保事業につきましては、令和3年度も引き続き行うこととさせていただいております。

次に、4月から65歳以上を対象に実施が予定されております新型コロナウイルスワクチン接種の関係経費といたしまして、11節需用費に接種に必要な消耗品費として120万円、クーポン券等を郵送するための封筒印刷経費として14万1,000円、合計で134万1,000円、12節役務費の通信運搬費にクーポン券等の郵送料として179万3,000円、13節委託料に既存の健康管理システムから対象者を抽出するためのシステム改修費223万3,000円、1市3町で共同運営を行いますコールセンターの業務委託料として1,100万円、合計で1,323万3,000円、18節備品購入費に、集団接種会場で使用いたします三つ折りスクリーンなどの備品購入費として50万円をお願いしており、ワクチン接種に係る合計金額は1,686万7,000円。財源といたしましては、全額、国庫補助金であります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を充当させていただいております。

なお、この新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,686万7,000円につきましては、先ほども御説明をさせていただきましたように、繰越明許費としての予算措置をお願いしているところでございます。

以上が議案第3号でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）ウイルス対策用高機能マスクについては資料を頂いていますが、これを作っている会社は何社ぐらいあるのか、調べているなら教えていただきたいということと、任意のPCR検査の助成なんですけど、これは25人分組んでますけど、希望者が多い場合はどうするのか。これは、町内の方で飲食店等を経営している人とか、いろんな人がいらっしゃいますけど、その辺を無料でやるとかいう考えはなかったのかどうか。それと、繰越しの1,686万7,000円はどの部分が当たるのか、お答えください。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）マスクにつきましては、1社は把握しております。

それから、PCRにつきましては、25名分お願いしているんですけども、一応、無料ということでは検討はいたしておりません。

○5番（廣崎誠治君）希望者が多いときは。

○子ども未来課長（園田秀秋君）一応、無症状者に限るということにはしております。

症状がある人については保険適用となって無料でできることになりますので、この分については、あくまで無症状者で感染の疑いを持っている方、不安に思われている方が対象となりますので、そんなに数は上がってこないのかなと思っております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）繰越しの件でございますが、今の時点で想定しているのはコールセンターの1,100万円になるかと思いますが、繰越しにつきましては、今からちょっとどうなるか分からないというようなことで、全額1,686万7,000円を金額として、今回、繰越しのほうをさせていただいております。これにつきましては、3月31日の時点で繰越額が確定した段階で、6月議会のほうで報告をさせていただきます。これはあくまでも限度額というようなことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）さっきのPCRですけど、希望者、多分、無症状でも多いんじゃない

ないかなと思うんですけど、それは随時対応していただきたいと思いますし、この繰越しの1,686万7,000円が、この予算書の中のどれが当たるのか、教えてください。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 上の消耗品のところから、新型コロナウイルスワクチン接種時消耗品費の120万円、印刷製本費の新型コロナウイルスワクチン接種予診票等郵送用封筒印刷代の14万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種券等郵送料の179万3,000円、委託料になりますが新型コロナウイルスワクチン接種用コールセンター業務委託料の1,100万円、健康管理システム改修業務委託料の223万2,560円、備品購入費の新型コロナウイルスワクチン接種関連備品購入費の50万円、この分が該当します。

○議長（宮崎昌宗君） 以上でよろしいですか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） PCR検査というのは、大体どれぐらいかかるのですか。

それから、この25人という、何かそういった数字の根拠というか、そういうのはどこにあるの。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） PCR検査の金額でございますが、料金につきましては医療機関ごとに設定されており統一はないんですけども、調べたところ、おおむね2万円から4万円程度になっているようでございます。

それから、25名の根拠でございますが、一応、今年度の25名と、来年度4月から15名ずつ一応予算を要求する予定にしているんですけども、その分の1年間分の180名分と合わせまして、全人口の約3%程度の人口ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） 180名と。さっきの廣崎議員の質問にありましたけどね、希望者が多いといったような場合はどういう方法かなんかで……。先着順か何かくじを引くのか、どうするんかね。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）希望者が多い場合は補正等で対応させていただければというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、よろしいですか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）同じくPCR検査の助成金のことでございますが、任意ということで、誰でも希望すれば受けられるのか、何か基準があるのか。当然、ある程度線引きをしないと、誰もが不安に思っている今の状況下で、受けたいという方が私はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思っています。そういう面では、できたら、PCR検査は、1回だけじゃなくて何回もしないと不安になるような状況でございますので、こういう少ないのじゃなくて、もう少し、全住民が可能なぐらいの予算を計上して、その状況において必要がなければ減額というような形を取られて、町民が安心してPCR検査が受けられるような体制というのを町として考えるべきじゃないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）PCR検査につきましては、病院関係で検査してくれるところが少ないんですよ。

だから、現実的に、担当課長が申しましたように、そこまで来るということはないんじゃないかということもありますし、先ほどの金額、2万円から4万円という幅もありますから、基本的にはかかりつけ医のほうで受けてもらう。町内外を問わず、そうなったときに、助成の上限額も、これからしっかり考慮しながら決定していきたいと思っていますけれども、抗原検査もありますし、金額的に4万円もあり2万円もあり、抗原検査だともっと安い、2,000円ぐらいでできるんじゃないかと思っていますので、その辺も含めて、今十分ちょっと協議はしているところなんですけれども、差し当たりPCRが一番いいだろうということで、今検討しているのはこれぐらいということでございます。

病院関係も、これは把握しないと、嫌がる場所も結構あるんですよ。PCRをやりたくないという。発熱外来もやりたくないという先生方もいらっしゃいますし、今からワクチン接種が始まりますから、これも今パニックになっている状態なんで、その辺、しっかり先生方を支援するというのも考えていく上で、今、マスクのほうも医療従事者に支援しようというふうに決定しているんで、その辺は御理解いただきました。

いと思います。

○議長（宮崎昌宗君） よろしいですか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）理解いたしました。私としては、今までずっと議案の提出案件を見ても、ちょこちょこ出されているような感じがするんです。総体的に見通しを含めた予算計上というのがなかなかないような気がしますので、ここは、町長の手腕で医療機関とも十分御協議をいただいて、PCR検査、十分に町民の希望に応じた形で対応できるように、準備、体制をつくっていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 峯議員。

○7番（峯 新一君） ちょっとずれるかもしれませんが、いざ接種となったときに、大体、この地域で何か所で、1か所にスタッフが何人体制で、1日に何人が接種できて、想定、何か月かかるだろうというような見込みは立ってますか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） ワクチンの接種に関しましては、今、検討段階といたしますか、まだ不確定なところが多うございますので、新しい情報が入り次第、皆様には御報告いたしますけれども、今のところ、集団接種の会場につきましては、町内では1か所を予定しております。

体制につきましては、今、医師会のほうとも協議をさせていただいておりますので、体制につきまして何人体制でいくとかいうところは、まだ決定しておりません。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 峯議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

高西議員。

○1番（高西正人君） すいません、任意PCR検査助成のところなんですけれども、非常に素晴らしいことだと思うんですが、陽性の方が出ること想定をしますと、現在、上毛町のアプリのほうで感染者状況というのが定期的に流れてきています。やはり、そういったところに報告をするというふうな流れになってくると思うんですけれども、実際、町がこういった形で助成をしますと、個人情報そこに集約されてきます。その場合、できるだけその個人情報が漏れにくいといいますか、完璧に漏らさ

ないというのは難しいところがあるのではないかとはいえるんですけども、そういったところまでを含めまして、全体的な流れとして、個人情報というふうな観点からどのように現時点でお考えですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 陽性が判明した場合についても、町のほうには個人名とかは上がってこないということになります。県からの報告につきましては、県の公表以外は役場としても把握しておりませんので、個人情報が流れるといったことは考えておりません。

○議長（宮崎昌宗君） よろしいですか。

○1番（高西正人君） 分かりました。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 13節のところですが、支援事業で医療従事者と介護従事者とあります。保育に関わる方も必要ではないかなと思うんですが、この辺、どういうお考えでしょうか。

それから、検査料の助成ですが、非課税世帯には特別な手当てをする必要があるのではなかろうかなと思うんですが、その点についても、どういうお考えでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 議員御質問の医療従事者、介護従事者等の一次避難施設のことであろうかと思えます。そして、保育所等の対象はということでございますが、この事業に関しましては、2棟、ログハウスを押さえています。数に限りがございます。

そしてあと、医療現場の支えと、あと、クラスター等が発生しやすい高齢者の施設等々の入所施設のほうを優先するというところで、今回については、医療関係、そして社会福祉施設の従事者を対象に考えさせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君） PCR検査のほうも。答弁でしょう。ちょっと待ってください。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） PCR検査の非課税世帯の取扱いでございます。非課税世帯について別の取扱いにするとかいうことは考えておりません。全て一律ということで考えております。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑はございますか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）大きく2点ありまして、まず、ログハウスの分です。介護施設、先ほど茂呂議員も言われておりましたけれども、介護、例えば、今回、上毛町の介護施設のほうで1名発症されましたが、その方がもしなつた場合というのは、今回のケースでいけばどういった方が対象になるのかという。それで考えると、ああいうところでなりますと、濃厚接触者に恐らくその施設の方皆さんがなられると思うんです。濃厚接触者にならない方というのがこの対象になってくるんじゃないかなろうかと思うんですけれども、今回の分でいっても、かなりの人数に恐らくなろうかと思えます。それが2棟だけで、せめて2棟だけでもというふうな気持ちで恐らくされたんじゃないかなろうかと思うんですけれども、その後、実際の運用がどういうふうになっていくのか、想定しているのか。

あとは、町の宿泊施設といいますと、ログハウスと、あと、ゆいきららにも、多少ですけれども恐らく宿泊の可能性もできるんじゃないかなろうかと思うんですよ。そういったところの検討はなされなかったのかどうか。したのであれば、なぜしなかったのか。まず、事業に関しては、その分が一つ。

それと、マスクの事業ですけれども、このマスク、実際にお配りする方は医療関係者の方かと思うんですが、実際、使われるのを、どういうふうな利用シーンを想定されて、この事業を組まれたのかなというふうに思っています。

というのが、今、市場価格で、50枚で、恐らく安いのは300円ぐらい、600円から高くても3,000円ぐらいかなというふうな感覚なんですけれども、1枚200円、1箱当たり1万円になろうかと思えます。かなり高額な、高性能というところは分かるんですけれども、そういったところを配布するというのが利用シーンとしてどういうふうに思われているのかをまず一つ。それから、なぜこの商品でなければならなかったのかというふうなところですね。エビデンスというか、実際、このマスクの良さは分かるんですけれども、会社の規模であったりとか、そういったところ、販売会社、どういうふうなところでこの商品を決定されたのか。

また、現時点ではこれは予算の状態ですから、予算を1万円というふうなマックスの予算を決められて、実際の商品選定までにはもう少し検討の余地があるのかどうかということですね。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） それでは、答弁させていただきます。

まず、今回のケースということで、名前はちょっと申しませんが、施設に出たということでどういった運用になるかということでございます。濃厚接触者に当たる方は保健所が判断するわけでございますが、今回の施設に関して言えば一人ということになります。その方が濃厚接触者だと。ただ、施設によっては、内規で、このくらい離すとか、接触があれば施設の内規で調べてくださいと、それまでは来ないでくださいというのが施設ごとに決められております。そういった方々が対象になろうかと思えます。

実際、私もその施設に伺って、どういった状況でしたかということをお伺いしました。そうしたら、やはり心配で、家庭のほうで高齢者もしくは児童等がいる人は自発的に残った人もおるし、検査してくださいということで、それまで出てくることは控えてくださいというような方は、車の中等で待機されたというお話を聞きました。

そして、その方々を対象に、議員がおっしゃるように全ての方は対象にできないというふうには認識しております。施設のほうも、自分たちでできる部分は自分たちの余剰の部屋で対応すると。ただ、町がこうやってしてくれることは非常にうれしいことだということで、全てを賄うということは重々できないということは承知しておりますが、まずできることから始めさせていただきたいということで、今回の事業を提案しております。

そしてまた、次に御質問のありましたゆいきらら等の検討ということでございますが、当然検討しております。ただワクチン接種も始まりますし、どういった形で今後なっていくかという状況もまだ分かりませんので、今回につきましては、まず、この事業でさせてもらおうと。それから、並行して、今後検討会がありますので、中で検討していくという体制をとらせていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） どういった利用シーンを想定しているかということでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの最前線で働く医療従事者に発熱外来とかPCR検査をやられていると思うんですけども、その中で、少しでも高い、有効性のあるマスクをつけることによって、感染のリスクから医療従事者を守る

という目的の下、一応考えさせていただいております。

○3番（岩花寛之君）毎日使うものなのか、そういうふうな。どういうケースを利用。

○子ども未来課長（園田秀秋君）毎日使うものなので、勤務されている時間について常時つけていただくことを考えております。

それから1枚当たりの値段が高いということもございますけども、購入を検討しているマスクにつきましては、一般の市販のマスクと違いまして、素材自体、抗ウイルス素材と申しまして、ウイルスを寄せつけないといえますか、そういった機能を有しているマスクを今検討しております。1枚当たり高いということですが、感染対策として極めて有効であるという判断で、そちらの商品を今検討しているところでございます。

エビデンスにつきましても、鳥取大学農学部とか東京医科歯科大学、国立感染研究所における試験でインフルエンザウイルス等に対する効果等が示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）いいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、本議案に賛成の立場より討論いたします。

住民の生活、健康を守り、住民の安全・安心を最優先して確保するために、ワクチンの予防接種やPCR検査の助成、本町医療機関及び本町在住の医療従事者へのマスクの配付等々、これらは住民の現在の悩みや心配を多少なりとも和らげる、非常に時を得た、すばらしい施策であると考えます。

よって、我々、行政、議会のこれは務めでもあると思い、私は本補正予算に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第3号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）以上で本日の日程は全て終了しました。

令和3年第1回上毛町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時24分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員